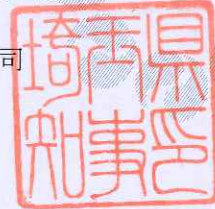


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市緑区大字三室983番地5
氏 名 株式会社 ジェップ
代表取締役 君島 憲児

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成30年 5月11日

許可の有効年月日 平成35年 4月18日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)、がれき類(*) 以上14種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

紙くず（再生利用可能な廃ロール紙を除く。）、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）以上4種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
施設等の所在地

埼玉県白岡市下大崎字下端758番1、759番1 以上2筆（面積1,608.51㎡）に限る。
保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成5年4月19日	指令廃対第1392号	新規許可
平成20年1月18日	指令廃指第1248号	変更許可（「含む」2種類の追加）
平成25年4月23日	指令東環第27-4号	更新許可
平成29年12月13日	—	変更届（水銀使用製品産業廃棄物の明示）
平成30年5月11日	指令東環第119-4号	更新許可

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

さいたま市 第10110023025号

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
紙くず（再生利用可能な廃ロール紙を除く。） 以上 1 種類	13.5 m ²	1.5 m	8.2 m ³ (8.2 m ³ コンテナ×1 個)
繊維くず 以上 1 種類	6.5 m ²	3.1 m	14.2 m ³
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。） 及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る。） 、 がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。） 以上 2 種類	13.5 m ²	1.5 m	8.3 m ³ (8.3 m ³ コンテナ×1 個)

(以下余白)